

垂水区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成30年4月1日 垂水区長決定

(目的)

第1条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成30年3月8日市長決定。以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第2条 要綱別表第2に定める助成対象活動については、別表1の基準により助成するものとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 垂水区ふれあいのまちづくり助成実施要領（平成27年4月1日施行）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

○別表1 地域福祉活動メニュー（要綱別表第2関係）

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 安全・安心なまちづくり事業	あいさつ運動、門灯点灯運動、防犯パトロールなど	年25,000円以内
2. 地域情報の発信	(1) 地域だよりの発行 身近な話題や行事予定などを掲載した「地域だより」の発行	年30,000円以内
	(2) ホームページの開設、維持・管理	年100,000円以内
3. 地域交流事業	夏まつり等の大規模イベント事業など	年200,000円以内

助成対象活動	助成条件	助成額
4. サテライト実施	合理的な理由に基づき、協議会が自治会館など地域福祉センター以外の場所で実施する公益活動 ※但し、支出が発生しない活動や協議会会員のみ参加が予定されている活動、特定の個人のみ参加を予定している活動を除く	上限60,000円